

県南広域振興局長告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年11月20日

県南広域振興局長 佐々木 隆

理事

佐藤 文 宜 一関市花泉町油島字原前2番地